

千葉県内の近世牧は、捕込跡、野馬土手など、牧を構成する遺構が今日も残されており、さらにこれらの遺構が近世の古文書、絵図などにより検証できる遺跡である。遺跡の中には、小金中野牧の込跡や佐倉油田牧の野馬込跡をはじめとしていくつかが県及び市町村の指定史跡となっているものや、古文書、用具及び牧に関係する資料が文化財に指定されているものもあり、史跡と有形文化財、民俗文化財が一体となった文化財ということができ、千葉県の近世史の中で欠くことのできない文化財である。

なお、遺跡一覧表及び歴史資料一覧には、文化財の指定の有無を記したが、史跡では県指定が2件、市町村指定が10件、歴史資料は重要文化財1件、県指定4件、市町村指定26件の31件がある。一覧表に掲載したもの以外にも、鎌ヶ谷宿付近で広大な小金原に悠然と群れる野馬を描いた渡辺崋山の「四州真景 釜原」の図、初代広重の「富士三十六景 下総小金原」、江戸時代末に刊行された『成田名所図絵』『下野牧野馬捕りの図』など、牧の風景を描いた資料がある。

第2節 牧の意義 ―大地に刻まれた重層する歴史を示すもの―

(1) 現代に生きる近世の遺構 野馬土手の可能性

牧の遺構である野馬土手や堀は、県内の市街地や農地にもまだ見ることができる。それは私有地の一部を走り、車道に寸断されながら、細長い緑の帯のように残っている。常磐線のJR南柏駅から北側にわずか数分歩いた所に、大土手と小土手そして堀を備えた保存状態のよい野馬土手がある。これは柏市と流山市の市境にあるが、土手沿いに道が続き、堀も並行してのびている。この野馬土手をたどって歩いていくと、やがて野馬土手のたどる将来を暗示するような光景を目にすることになる。堀は都市下水の流れる水路となり、土手は取り外されて住宅地や駐車場となっているのである。野馬土手沿いの道に間口が向いている住宅では、奥行の寸法は推して知るべし、つまり大変に奥行がとれない住宅が並ぶことになる。住宅地としては、最適の条件とは決していえない。住宅地だけではない。車道と並行しているだけに、野馬土手を取り外して歩道となっているところもある。野馬土手は、土手として存続する理由を失い、つぎつぎと姿を消しつつある。しかし近世の牧を構成する遺構である野馬土手の存在は、現代の都市においてもその影響を与え続けている。それは野馬土手の存在が道路の路線を規定していることである。現在では重機で簡単に野馬土手を取り壊すことが可能であるが、かつては壊すことに手間がいる障害物として土手を避けたり、もしくは土手沿いに道路を決定していったはずである。先に述べた下水路になったかつての堀も、好かれ悪しかれ、役割や姿を変えて現代に残っているとみるべきである。つまり、近世の遺構が現代の都市にもさまざまなかたちで影響を与え続けているという認識に立たねばならない。つまり新旧が組み合わさって現在があるということである。そこに、むしろ可能性を見いだす努力が必要とされる。

(2) 牧・パーク論

大型の哺乳動物としての馬が、日常生活の舞台から姿を消してどれくらいたったのだろう。道路がまだ未舗装の時代に馬糞が路上にあるのを記憶している年代もあるだろう。今は祭礼の時か競馬場でしか、「生きている」馬を目にすることははないのではないだろうか。幕府直轄の牧の時代に、将軍吉宗が小金牧に狩りにきたことがあった。普段は野馬の放牧をしていて野馬取りをする牧を使つての狩りである。野馬取りも一種の狩りといってもいい。すなわち将軍の御鹿狩りは大型動物を追い込んで捕らえる牧の「装置」を

使って、シカやイノシシなどの野生獣を捕ろうというものである。将軍の狩りは害獣を退治するという名目だったが、実際大量の獲物があつたようで牧は馬以外の野生動物にとっても安息の場だったようである。大量のシカやイノシシなどの獲物は、その日のうちに江戸城の^{ツキヤ}春屋に運ばれたといわれている。

ヨーロッパでは王のすむ都の近郊に、狩猟のための森があつた。パリ近郊にはヴェルサイユに小さな狩猟城のある林苑があつた。ベルリンの近郊にはティーアガルテンという王の狩猟林があつた。ウィーンにもラインツァー・ティーアガルテンという同様な狩猟林がある。こうした狩猟林は、パークと呼ばれていた。パークと元来ラテン語起源では「囲われた地」であり、狩猟林を意味した。後の時代にパークは公園、すなわちパブリック・パークを意味するようになるとなる。狩猟林を意味する時代にはパークは、公園ではなく私園であつた。当初のヴェルサイユの狩猟城は後に壮大な宮殿と庭園となり、現代では世界中から人を集めるオープンな観光スポットとなっている。ベルリンやウィーンのかつての狩猟林（パーク）は、公園のようにオープンな都市の緑地となっている。それでは、将軍の住まう江戸にとってのパークはどこか。実際に将軍が狩場として用いたこともあるが、江戸近郊に位置する下総の「牧」をあげたい。大型動物である野馬のリザベーションは、定期的に野馬を捕らえるという狩り場でもあつた。しかし、明治になって牧は廃止され、「東京新田」という開拓地となり、牧はもはや囲われた地、パークではなくなる。このあたりが、その後ヨーロッパの大都市のオープンな緑地スペースや歴史的遺産として担保されたパークへと歩んだ歴史との分かれ道だろうか。野馬や牧士たちは姿を消し、牧の跡だったことを示す野馬土手が残るだけとなった。戦後しばらくは残っていた野馬土手も1970年代から消滅のスピードを速め、とくに近年は県土に固有な歴史的遺構である牧跡が危機に瀕している状況にある。これは同時に牧跡の保存の意義が問われているということである。

(3) 保存の理由と社会的関心

牧跡を示す野馬土手の存在が、発展する都市空間にとってまた効率的な農地経営上障害とみられることがある。こうした場合に、何が重要かを答えなければならないが、その保存の理由は即答可能なものではなく、またそう単純に割り切れるものではない。性急にその答えを求める人は、次に述べるような保存の理由や将来構想には耳を貸さないだろう。たとえば、切れ切れに残る野馬土手を核にして緑道のネットワークを組み、牧を現代的な意味で再生する、すなわち広大なパークとして牧跡を位置づけ、現代の都市と共生することなどについて語ったとしても。しかし理解し納得する時間があれば、十分その価値はある。これまで保存といえば保存対象の価値そのものを強調し、一方的にその保存を進めようとしてきたのではないだろうか。その価値を享受するはずの人々、つまり社会的な関心を喚起することにあまり配慮してこなかったのではないだろうか。といっても観光の目玉として売り出すという意味では決してない。

現在オーストリアICOMOSの会長であるヴィルフリート・リップは論題「文化的景観（Cultural Landscape）への記念物概念の拡大は可能か？」（1999）で、記念物に関する概念をいったんシンプルな原則に立ち戻る必要を訴える。要は記念物の絶対的な価値だけではなく、社会的価値つまり社会的な存在の意義が問われているのである。リップによれば「争点は従来も現在も次の問題に他ならない。『記念物と重要性』いいかえれば『記念物と関心』さらに現実に即していえば『記念物と保護的関心』」としている。ここで「記念物と関心」を「モノとイミ」と読み替えれば、馬のいなくなった牧跡の土手のような時代の役割を終えたモノを残すにはそのイミの解釈が必要となる。解釈学（とくに聖書解釈学という分野で発展

したが)では、過去のテキストと現代の読者との間にある文化的、歴史的距離を乗り越える作業を指す。古いテキストから生きた信仰のメッセージを引き出せなければその意味はない。すなわち解釈(学)とは解釈interpretatioと適用applicatioの2つの契機を同時に含むものである。interpretatioには昔を読む力が求められ、applicatioにはこれからどう活かすかを構想する力が同時に求められる。誰に求められるのか、それは現代に生きている人々つまり、私たちの作業(努力)にかかっているのである。

(4)「史跡等の保護 保存・活用と整備の3つの柱」によせて

調査が進められ、得られた成果をまとめる。これはinterpretatioの段階である。これを論文または報告書にまとめて社会に向けて発信する。ここまではこれまで通常やってきたことである。applicatioではもう一歩か二歩踏み込んで、社会一般の関心を喚起する力が求められる。牧の存在価値、野馬土手の存在理由を示すためには、実際の馬を登場させて有用だった空間を証明してみせることまでやる必要があるのではないか。もちろんイベントとして十分準備の上、一年あるいは何年かに一度やってみるという可能性も考えられる。『史跡等整備のてびき』(文化庁文化財部記念物課監修, 2005)によれば、保存と活用そしてそれを実現させる「整備」について明解に位置づけられている。しかし、これが従来の活用のためのハコモノ整備と直結するものであってはならない。史跡を現代に生きる人たちに、どのような適用applicatioを図るか、その重要な手続きとして「整備」を捉え直したい。すなわち、これまでは「保存」の段階ではほぼ終了していたのではないか。言い換えれば、保存の対象を「その意義あり」と支持する社会層の拡大にあまり関心が向けられてこなかったのではないかということである。その土地に刻まれた歴史的価値の享受者はその土地に住む人々、そしてそこを訪れる人々である。こうした社会的関心が育ち、支持者が増えて世論が形成されることが望まれる。

参考文献

- 赤坂 信 (2003): W. LIPPによる「文化的景観への記念物概念の拡大」に関する論考について, 日本造園学会九州支部研究事例報告集 平成15年度別府大会, 24-25
- LIPP, Wilfried (1999): Ist der Denkmalebegriff bis zur Kulturlandschaft erweiterbar?, 73-83 in: Bundesdenkmalamt hrsg. (1999): DENKMAL – ENSEMBLE – KULTURLANDSCHAFT AM BEISPIEL WACHAU, Verlag Ferdinand Berger & Söhne Gesellschaft m.b.H, 13-43.